

## 校内生活のきまり

石川台中学校の生徒としての自覚のもと、以下のことを守り、勉強する場にふさわしい校風を作るようお互い努力しよう。

### 1 服 装

- (1) 本校所定の標準服とする。通学時は原則として標準服を着用する。再登校時も同様とする。
- (2) つめえりには校章をつけ、ブレザーは胸にバッジを付ける。
- (3) Yシャツは白で、飾りのないもの。夏季は半袖または長袖とする。肌着はシャツ、ブラウスから透けないものを着用する。
- (4) 丸えりブラウスは白で、飾りのないもの。夏季は半袖または長袖とし、ベストを着用してもよい。肌着はシャツ、ブラウスから透けないものを着用する。
- (5) 夏季はYシャツ、ブラウスにかえて本校所定のポロシャツを着用してもよい。
- (6) スラックス着用時はベルトを着用し、色は黒・紺・茶で無地のもの。
- (7) スカートはつりスカートとし、ベルトは着用しない。また、スカート丈はひざがかくれる程度を基準とする。極端に短くしたり、長

くしたりしない。

(8) くつ下は、くるぶしが出ないもので、黒・白・紺・グレーとする。スカート着用時はハイソックスで無地またはワンポイントとする。儀式的行事等においては、白のハイソックスを着用する。

(9) 防寒着は必要に応じて着用する。

ア. セーター

黒・紺の無地のもの。ワンポイント程度はよい。

イ. 手袋・マフラー

派手でないもの。

ウ. コート (ピーコート, ダッフルコートなど)

黒・紺・茶・グレーの無地のもの。

エ. タイツについて

黒で肌の透けないもの。また、リブを含め地模様がないもの。

## 2 く つ

(1) 靴は運動靴または革靴とする。

(2) 上履き・体育館履きは、本校所定のものを使用する。

## 3 カ バ ン

通学にふさわしいカバンを各自用意し、それを使用する。

## 4 頭 髪

- (1) 清潔で、活動しやすい髪型とする。
- (2) 髪の毛が肩より長い場合、ゴムひも等でまとめる。ひもなどの色は黒・紺・茶等の目立たない色とする。ヘアピンを使用する場合も、カラーピンや飾りつきのものは使用しない。
- (3) ムース・ジェル・ワックス等整髪料は使用しない。
- (4) パーマ・カール等は禁止する。
- (5) 脱色・染色は禁止する。

## 5 持ち物

特別許可された場合を除いて、学習のために使う教材・教具以外は学校に持参しない。

## 6 その他の禁止事項

- (1) 化粧をする、ピアスをつける、つめを伸ばすなど、学校生活を送る上で不必要な行為、さまたげになるような行為を禁止する。
- (2) 登校後は、放課後まで、無断で校外に出ない。
- (3) 登下校途中で、自宅以外の場所に立ち寄らない。